
はじめに

1 計画策定の趣旨

2020（令和2）年1月に日本国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認され、大泉町（以下「町」という。）内においても、同年3月に初の感染者が確認された。

この新型コロナの感染拡大により、町民の生命及び健康が脅かされ、全ての町民が様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。また、我が国で初めて新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が発出されたほか、まん延防止等重点措置（特措法第2条第3項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置をいう。以下同じ。）が講じられた。これらの町民への外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請は、町民生活及び社会経済活動に大きく影響を与えることとなった。

この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、全県また国を挙げての取組が進められてきた。この間、町も感染状況の拡大に応じた独自の自粛要請やワクチン接種の実施、自宅等療養者への物資支援、生活支援パッケージによる支援など様々な取組を実施してきた。

一般の新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を踏まえた関連法の改正、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が改定されたことから、新型コロナ対応で得られた3年余りに及ぶ経験や教訓を元に、2015（平成27）年に策定した大泉町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を全面的に改定することとした。

この町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来する。今後は、町行動計画に基づき感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を確認しながら、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくことで、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえつつ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとする。

2 行動計画改定の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

2023（令和5）年9月から国が新型インフルエンザ等対策推進会議³（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理した⁴ところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要がある。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて町行動計画を全面改定するものである。

³ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

⁴ 推進会議において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として取りまとめられた。